

会 議 録

会 議 名	小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会		
事 務 局	小金井市教育委員会指導室		
開 催 日 時	令和5年11月24日（金）午前10時00分から午前11時30分まで		
開 催 場 所	上之原会館A・B会議室		
出 席 委 員	小林委員長、坂井副委員長、今城委員、梅山委員		
事 務 局	大熊教育長、大津学校教育部長、加藤指導室長、田村統括指導主事、向井指導主事、前川指導係長、沢田指導係主任		
傍 聴 の 可 否	可	傍 聴 者 数	0名
会 議 次 第	<p>1 教育委員会あいさつ</p> <p>2 委員の委嘱等</p> <p>3 諮問事項</p> <p>4 協議</p> <p>5 その他</p> <p>配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・小金井市教育委員会いじめ問題対策委員 名簿</li> <li>・小金井市いじめ防止対策推進条例</li> <li>・小金井市いじめ防止基本方針</li> <li>・小金井市いじめ防止基本方針 新旧対照表</li> <li>・小金井市立小・中学校におけるいじめ対応の流れ【例】</li> <li>・諮問書（写）</li> </ul>		

大津学校教育部長 おはようございます。ただいまから、令和5年度第1回小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会を開催いたします。

委員の任期は、小金井市いじめ防止対策推進条例第12条第7項の規定に基づいて、2年と定められており、今回は改選の時期であり、初めての委員会となります。委員長が決まるまで、私が進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

まず初めに、次第1、教育委員会挨拶、大熊教育長、お願いいたします。

大熊教育長 このたびは、第1回小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会にお集りいただきましてありがとうございます。

いわゆるいじめと言われるものは、子どもの基本的人権を侵害するものであり、それが継続するということはあってはならないことと思います。

小金井市におきましても、いじめが発覚する件数は増えておりまして、先生方が一人一人の子どもの様子をしっかりと認知して、それに適切に対応するということができきているのかなと思っています。

一方、子どもの権利条約がしっかりと示されるようになったときに、今まで以上に子どもの意見を聞くということが大事であると言われるようになりました。

そこで、2016年12月4日、今から6年前の新聞記事に日本のいじめ対策は間違っているという記事がありました。6年前なのですが、改めて、この子が言っていることというのが、もう一つ大事なことではないかなと思うようになりました。この子の経験からすると、ドイツではいじめみたいなものが行われたときに、周りで見ている子たちが、すぐに止めに入るのだと。しかし、日本では、いじめを見て見ぬふりをする。ここに、最後のところに「日本のいじめの防止対策は、いじめを受けた人の救済を重視していますが、いじめを外野から見ていた周りの人たちは、あまり目を向けていない気がします。これではいじめを根本的に撲滅することにはつながりません。もっと生徒に自分の意見を持ち、主張させる機会を増やし、基本的人権について自分なりに意見を持たせるべきです。」と書いてあります。つまり、いじめを見たときに傍観者とならず、しっ

かり自分の意見を言うということも、これからいじめ対策の1つの方針として必要なのではないかなということを感じさせていただきました。

今回、いじめの基本方針をより子どもたちの実態に合ったものへの改定に向けてご意見をいただくことが、1つの大きな目的ですが、一方で、この視点、子どもたちが自分の思っている意見をしっかり言えるようになることも、いじめ対策の大きな視点になるのではないかなと考えます。その点で、皆さんのお考えを教育委員会としても受け止めて、新たないじめ対策の一步を踏み出したいと思っておりますので、委員の皆様のご意見を伺いたいと思っております。

いずれにしても、今期の目的は改定にありますので、改定をしていった、その後に、次の話題ということについて少し考えていただければと思いますのでよろしくお願いします。

そういうことが、この新聞にも書いてありますけれども、いじめ撲滅の1つの手だてになるのではないかと考えているところです。子どもたちの人権を守る上の、子どもたちが自分らしく生きるという意味でも、この委員会は重要な位置を占めているところであります。御意見をしっかりと反映し、学校教育のさらなる充実に努めてまいりたいと思っておりますので、委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

(委員の委嘱等)

大津学校教育部長 次に、委員長、副委員長の選出を行います。選出方法について、どなたか意見のある方、お願いいたします。

今城委員 選出方法ですが、指名推薦でいかがでしょうか。

大津学校教育部長 ただいま、指名推薦でと御意見がございました。それでは、指名推薦でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

大津学校教育部長 異議なしということで、委員長につきましては、どなたか推薦の

ある方、お願いいたします。

今城委員　　これまでも委員長を務めてくださいました東京学芸大学名誉教授  
の小林正幸委員を推薦させていただきます。

大津学校教育部長　　ただいま、委員長には小林委員との御推薦がございました。本委  
員会委員長に小林正幸委員を選出することに御異議ございません  
でしょうか。

( 「異議なし」 の声あり )

大津学校教育部長　　異議ありませんでしたので、小林正幸委員を委員長に選出するこ  
とに決定いたします。

それでは、ただいま選出されました小林委員長に委員長席にお座  
りいただきたい思います。

スムーズな進行に御協力いただきまして、どうもありがとうございます  
でした。

小林委員長　　では、続きましてですけれども、私が司会となります。

副委員長の互選について、行います。副委員長の互選について、  
選出方法はいかがいたしましょうか。どなたか選出方法について御  
意見いただけますでしょうか。

梅山委員　　選出方法については、委員長と同様に指名推薦の方法でいかがで  
しょうか。

小林委員長　　ただいま選出方法について、指名推薦による御意見がありま  
した。そのように決定することよろしいでしょうか。

( 「異議なし」 の声あり )

小林委員長　　特に異議はないようですので、指名推薦の方法で行います。どな  
たか御推薦をいただけますでしょうか。

梅山委員　　副委員長には、法律の専門家である弁護士の坂井愛委員を推薦い

たします。

小林委員長 ただいま副委員長に坂井愛委員をとの推薦がございました。本委員会副委員長に坂井愛委員を選出することに御異議はございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

小林委員長 異議はありませんので、ただいま指名いたしましたとおり選出することを決定いたしましたと思います。

それでは、ただいま選出された坂井副委員長に副委員長席にお座りいただきます。

それでは、委員長、副委員長が選出されましたので、改めて委員長、副委員長から挨拶をいたします。

先ほどの新聞記事にありましたけれども、もともと森田洋司先生と一緒に、僕自身は不登校の研究をやっていたのですが、彼がいじめについての社会学の視点から、いじめというのは4層構造から成っていると。一つは加害者、被害者という関係。いじめる者、いじめられる者。もう一つは、それをはやし立てる者。やれやれと。すぐ近くにいて、いじめ側に立っている者。そして、それを見守っている傍観者。これがあつたときにいじめというのは成立し、それが継続していくということになりますよと。有名な4層構造。

今回は、大熊教育長がお話しいただいたのは、この4層構造の傍観者と言われている部分。逆に、学校関係者もひょっとすると含まれるかもしれない。教育委員会も含まれるかもしれない。というような形で、どういうふうに進めていくのかということが今年の課題。もちろん、先ほどありましたけれども、大きくは基本方針の改定の決定ということが大きい職務ではありますが、そこを考えながら、それに努めていくということになると思いますのでよろしく願います。2年間、よろしく願います。

では、坂井委員、願います。

坂井副委員長 ありがとうございます。

副委員長に選任されました坂井といいます。引き続き、よろしく

お願いいたします。

私もいじめの4層構造は十分理解はしているのですが、それがなかなか実務にどういうふうに関わるかという点、いじめをなくす方向での実質的な行動というのに結びつくのはすごく難しいと思っています。自分自身も含めてですが、やっぱり見て見ぬふりをするのがどうしても楽ではないですが、そう思うとう。そこに自分の意思がないからこそ、そういうふうに関、言葉は悪いけれども、逃げてしまうというのがあるというのを自分自身、意識しておるところでございます。

今回も、またさらに2年間、副委員長の職を与えていただきましたので、法律の専門家として期待される、きちんと役割を果たして遂行してまいりたいと思います。どうぞ2年間よろしくお願ひいたします。

小林委員長            それでは、次に、小金井市いじめ防止対策推進条例第12条第3項の規定に基づく諮問をお願いします。

大熊教育長            いじめ防止等のための対策の推進について諮問。小金井市いじめ防止対策推進条例第12条第3項の規定に基づき、下記の事項について、貴委員会の御意見、御見解を賜りたく諮問いたします。記。諮問事項。小金井市いじめ防止基本方針について。諮問理由。小金井市いじめ防止基本方針について、小金井市いじめ防止推進対策条例の趣旨に基づき、具体的ないじめ防止の取組等を踏まえたものに改定するため。

どうぞよろしくお願ひいたします。

小林委員長            受け取りました。ありがとうございます。

まず、協議①基本方針改定の方向性というところでは、諮問された内容は、小金井市いじめ防止基本方針の検討についてです。

まずは、事務局より基本方針改定の方向性について御説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

加藤指導室長            指導室長でございます。

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、令和3年度より2

年間の任期の中で協議を行ってまいりました。ここで、新たな任期を迎えるに当たり、基本方針改定の方向性について、今までの経緯等について、改めてとはなりますが、御説明をさせていただきます。

詳細は、指導主事より説明をいたします。

向井指導主事 小金井市では、平成26年に、小金井市いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止等の対策を行ってきました。令和3年4月1日に、小金井市いじめ防止対策推進条例が施行されたことにより、改めて、条例に合わせて、小金井市いじめ防止基本方針の検討を行う必要が生じました。そこで、令和3年度より2年間、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会において、改定について検討してまいりました。令和3年度には、小金井市いじめ防止対策推進条例の内容に合わせた基本方針の一部改定を行いましたが、昨今の状況や具体的な取組を踏まえた基本方針の改定について、協議を始めたばかりであり、今期の委員会に引き継ぐ形となっております。

引き継いで協議する内容として、第一に、小金井市いじめ防止対策推進条例の前文について、第二に、小金井市いじめ防止基本方針での重大事態への対処の位置づけ、第三に、いじめの対応のフローの内容が残されています。今期は、このような内容について御意見を頂ければと思います。

説明は以上となります。

小林委員長 ありがとうございます。

今の基本方針の方向性について、委員の皆さんから質問、意見がございますでしょうか。

坂井副委員長 第二の小金井市いじめ防止基本方針の重大事態への対処の位置づけというのをもう少し具体的にどういうものを想定されているか教えていただければと思います。現時点で結構です。

向井指導主事 今回の改定案のところにも示させていただいているのですけれども、前回のときの議題の中で、重大事態を第7項として独立させるということを行いました。その内容を今回の改定案にも位置づけております。その子細についてであるとか、第7項のところ、内容についての御意見をいただければと思います。

小林委員長 新旧対照表あたりの説明は、多分、この後、あるのでしょうか。より細かく、そこでなされると。それに、記憶だけで言うと、僕自身が覚えているのは、そういうことがあったときにどうするんだと、そのスタートからディスカッションを始めるんじゃないかと、取りあえずこういうルートをたどっていくというフローが必要だよなって。そうすると対処が早くなりますよねって。それは学校でやらなきゃいけないこと、教育委員会がやらなきゃいけないことを法で定めていたり、条例で定まっていることがあるので、その大枠をちゃんと示して、関係する人たちが分かっておかないといけないよねという辺りのところだったと思います。

小林委員長 そのほか御質問、御意見等ありますでしょうか。  
細かい文言の訂正とかの話もこれから始まりますので、そちらのほうに進んでもよろしいですか。  
それでは、協議②基本方針の改定案ということで、次に、小金井市いじめ防止基本方針の改定案について協議をしたいと思います。  
事務局から説明をお願いします。

加藤指導室長 指導室長です。  
昨年度までの当委員会において協議いただいたことを基に、基本方針の改定案を本日、作成しまして、お手元に御配布をさせていただいてございます。  
この詳細につきましては、担当指導主事より説明をさせていただきます。

向井指導主事 指導主事です。基本方針の改定案について説明いたします。  
1 基本方針策定の意義について。前回の協議において、小金井市いじめ防止対策推進条例との整合性を考える必要があり、人権を尊重することが一番の根底にあることから、「人権尊重」という文言が入ったほうがよいという御意見を受け、変更をいたしました。小金井市いじめ防止対策推進条例の前文を基にした内容と、人権尊重に関する内容を提案いたします。  
なお、1、基本方針策定の意義については、安心して学校生活等を送れるようにと、学校を主として述べられています。一方で、小

金井市いじめ防止基本方針は、小金井市と小金井市教育委員会の連名で作成されるものであり、意義の部分に、市民や保護者についての記述があったほうがよいのではないかと考えることもできます。この点についても御意見をいただければと思います。

次に、6ページのウ（オ）について。前回の協議において、毅然とした態度が指導及び教育相談等の実施の両方に係る状態となっているので、整理したほうがよいとの御意見をいただきましたので、「いじめた児童等への毅然とした態度による指導」とし、さらに、「背景を理解した支援」を加え、内容が伝わるように整理をいたしました。

前回の協議において、重大事態への対処を第7項に取りまとめることにより、学校及び教育委員会の取組でそれぞれ規定されている重大事態の対処に、「第7項に基づく」などの文言を入れ、統一したほうがよいとの御意見をいただきましたので反映いたしました。

続いて、前回の委員会でも協議された、いじめ対策の流れについて提案いたします。資料を御覧ください。前回の協議では、情報量が多くならないように簡潔にまとめ、説明や指導など重要な文言は絶対に抜かさないようにし、細かな点は各学校の実態に応じて任せていくのがよいとの御意見をいただきました。この点を踏まえ、簡潔にまとめ、重要なポイントに絞って示しました。各段階において、どのようなことを行うかということを取組例として示し、各段階での対応の意識づけができるようにしています。これを基に、各学校の実態に応じて細かなところを決めていくような形式となっています。

説明は以上となります。

小林委員長

それでは、改定案について協議をしていきたいと思います。

まずは、全体を御覧になって、幾つかディスカッションしなきゃいけないところが語られたとは思いますが、それ以外でいかがでしょうか。

梅山委員

質問なのですが、例えば今、協議する内容としまして、御説明いただいた今回の改定案というところだけなのか、あるいは、例えば、3ページの前回の提案というところで、今回は省略になっ

ているのですが、3ページの4番のところで、いじめ問題への基本的な考え方というところで、(1)、(2)というふうに続いていますけれども、この辺りに何か加えるとかという話も範囲には入ってくるものでしょうか。

向井指導主事　　今、御説明させていただいたことを、中心でお願いしていることではあります。それ以外の点につきましても、御意見があれば是非いただきたいと思います。

小林委員長　　先ほどの中で保護者等を入れたらいいのかって、一番それと関連することとしては、今、ご指摘をいただいたものの(4)ですね。保護者・地域・医療関係と連携した取組という辺りのところとか、保護者記述があるのがどうかという、幾つかにわたっているかもしれないですね。だからその辺りもちょっと、最初の議題に入る前に目を通しておかないといけないのかなと思います。そういう見方では、前回の委員会では見ていないと思いますので。

それから、子どもの権利に関する条例の周知の範囲というがどこなのかというような記載はされていない。周知なのだからみんな関係者だという言い方もできるのですけれども、先ほどのことを強調されるならば、そのことを意識したものにする必要があるかどうか。今言ったのは、8ページの(2)ですが、子どもの権利に関する条例の周知・徹底を教育委員会は図ってくださいと。周知の範囲は学校関係者と子どもだけじゃないですよという言い方ですね。そこを明示する必要があるかどうかとか、啓発活動とかですね。これも保護者という単語が出てまいります。

今城委員　　今、お話がありました、学校だけではなくて市民、地域、そして保護者という文言についてということなんですけれども、1ページの一番下のほうには、市と教育委員会と、そして「学校、家庭、地域住民その他関係機関が相互に連携し」という文言が入っているということで、全ての大人たちがというくくりになるのかなと思いますが、子どもたちのいじめについてきちんと認識し、取り組んでいくということがここで明確にされていて、とても分かりやすいのではないのかなと思います。今言っているのは意義のところなんですけれども、それ以外の部分にも、もう少し強調していくというこ

とを検討していくという考えでよろしいのでしょうか。

小林委員長 検討する必要があるかどうか検討するというようなことですね。そこから始まるのであろうと思います。

今城委員 ちょっとその関連でもう一つなんですけれども、ざっと見たところで、例えば4ページの(4)保護者・地域・関係機関というところでまた出てくるのですけれども、この取組の中に、「保護者は」というところで、保護者の役割が入っているのですけれども、地域がどういうふうな形でいじめに関与していくかという部分についての記載がここにはないのかなということで、やっぱり地域の役割というのはこれからますます大きくなっていくのではないのか。やっぱり地域の中で子どもたちがそういった事態に巻き込まれているのを地域の方から発見してもらおう。そして地域の方からとの連携で学校と教育委員会、または市のほうが連携していくという視点も、これは非常に重要な視点だと思ひまして、このところに地域というところがあるといいのではないかと。(4)の題名がそうになっているので、その辺りがもう少し明確に具体的に入るといいのかなと感じたところもあります。

以上です。

小林委員長 ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。

じゃあ、線が引かれているところを中心に、今の御指摘があったことを踏まえて、気がつかれたこと等ございましたら、まずは1ページから2ページにかけて、右側のアンダーラインが引かれているあたりを改めて目を通していただけますでしょうか。いかがでしょうか。

そして先ほどの中では「以上のことを踏まえ」のところに保護者と、ここにありますけれども、「学校におけるいじめ問題を克服し、児童等の尊厳を保持する目的の下、小金井市(以下「市」という。)、小金井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進条例や東京都いじめ防止対策推進条例等に基づき、いじめの防止等(いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処を

いう。以下同じ。) のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、ここに小金井市いじめ防止基本方針を定める」というのが、最後のこの辺りですよ。

それから、基本方針の意義については、小金井市いじめ防止推進条例との整合性を考える必要があって、人権を尊重することが一番の根底にあり、「人権尊重」という文言を入れたということで、冒頭にそれが入っているというのがこれの特徴です。

なお、「安心して学校生活等を送れるように」と学校を取り上げて述べられているけれども、この基本方針は小金井市と小金井市教育委員会の連名で作成されるもので、意義の部分に市民や保護者についての記述は、先ほど言ったようにないわけではないですよ。ただ、「地域住民」という形で、「保護者」という文言が抜けていますよねということが、これでよろしいでしょうか。「市民」、「保護者」という。「家庭、地域住民」とあるのですから、入っているよねと言えば入っているのですけれども。「家庭」というものと「保護者」というのは違いますものね。

坂井副委員長 入るは入るけれども、でも同じ意味を持たせたいのならば、同じ言葉を使うのがやっぱり読みやすさとしてはいいですよ。

小林委員長 「家庭」を「保護者」とし、「地域住民」をさらに広くかぶせる。「地域住民」、「市民」と。「市民」と「地域住民」はどうなんだろう。

坂井副委員長 「地域住民」は何が違うんだろう。「地域住民」。よりも「市民」の方が広いですかね。内容としては。

小林委員長 「市民」のほうが広いですか。そうですよね。

今城委員 市を1つの行政地区として、そこにいる人たちを「地域住民」と言えばイコールになりますよね。

だから、ここを整理すれば。一般的に言えば「地域住民」ってもうちょっと狭いという感覚を持ちますので。

小林委員長 狭いですね。もし文言を変えたとしたら、「学校」の後に「保護者」。「学校、保護者」。上が組織体を言っているので組織体というふうに。

家庭が組織体かって難しいですけども。「保護者、市民その他の関係機関」という形ですかどうかということになります。文言としては。

今城委員

「保護者」ってなりますよ、普通。「保護者」と言うと、子どもたちを保護する立場にいる親権者というイメージになるのでしょうか、でも、「家庭」というともうちょっと広くて、例えば兄弟姉妹、おじいちゃん、おばあちゃん等も含まれるかなとなると、いじめに対して責任も持つのは保護者なのですが、それに関与する、当然のことながらやっぱり兄弟姉妹もそうだし、おじいちゃん、おばあちゃんたちというのも含めるほうがいいのかなという、すみません、思いつきで、そんな感じもするのですが、その辺りをどう考えていくか、捉えるかという、非常に難しいところかなと思います。

一般的に家庭の教育力ってね、今、非常によく使われますけれども、家庭の教育力、今、保護者だけ、保護者という、一般的に言う父、母だけではなくて、今の子どもたちに必要なのはもっと違う、兄弟関係も含めて。それこそ一緒に生活をする人たち全ての教育力を上げていこうと。つまり、これは対象は両親だけではなくて、私なんかいつも想定するのはおじいちゃん、おばあちゃんたちの教育力も使いたいというところも含めれば、やっぱり家庭というのがとても子どもたちの成育に対しては重要になるということになれば、どうなんでしょう。使い方、保護者、今ので合っているのですかね。保護者というのは親権者、父母的なところで、家庭というともっと広い。一緒に生計を共にしている人たちみんなということになれば、やっぱり家庭がとても重要になってくる。いじめに関してもですよ。というふうになれば、「保護者」というよりも「家庭」というほうが、私としてはしっくりくるのかなという感じは持ちます。

坂井副委員長

恐らく文言に続く「相互に連携し」という、その連携する主体がどこなのかという話になると思うのです。そうすると、おっしゃったとおり、保護者に限定するのではなく、もう少し広い範囲、家庭という言葉がいいのか分からないですけども、広い範囲の人を相互連携の主体にしてもいいのかなというのを感じました。

小林委員長

人を表すのでは家族という言葉がありますけれどもね。

坂井副委員長 家族か。

今城委員 細かいことを言って難しくなった。委員長、家族ってあんまり、こういう中の言葉として使わないですよ。

小林委員長 使わないですね。

今城委員 保護者はよく使われます。家族もよく使われます。家族って何かあんまりこういう文章の中で見たことがないと思ったりもするのです。

小林委員長 さっき聞きながら、ヤングケアラーたちはどうしたらいいのだろうという。保護される者なのだけれども、保護の側に回っていると言う。現実にはそういう子たちがいる。ここで言う。どう言うかな。

坂井副委員長 これ、大前提として、大人たちがどういう責務を果たすかというのが前の段階にあるから、ここの相互連携は大人が前提になっているということになるのですかね。

梅山委員 今、坂井委員がおっしゃったように、私、そこを後で言わせていただこうと思っていて、「子どもを取り巻く大人たちが」の前に、「子どもと共に」というのが一文入るといいなと思ったところで、子どもはされる側だけの存在ではなくて、きっと自分で、その子の力でできることもたくさんあるので、なので子どもと共に大人がその責務を果たしていく。子どもに責任があるという展開ではないように書きたいところなのですけれども。

小林委員長 なるほど。それはいいですね。

梅山委員 あと、今言ってくくださった家庭と保護者というところについては、スクールソーシャルワーカーをやっていたときに、とっても意識をしていたのですけれども、学校教育法上の保護者の定義と、児童福祉法上の保護者の定義が異なるので、確かにそれを踏まえると、保護者とする、立ち位置によってどの範囲を指すか。学校教育法上

であれば、今城先生がおっしゃったように、親権者または未成年後見人というところに限定されるけれども、児童福祉法上では、現に看護する者というのが入ってくるので、多分、立ち位置によって理解が異なってくる言葉なのだろうなというのを感じまして、確かにそれだと家庭のほうが広くというか、概念としてもイメージを持ちやすいと思いました。

坂井副委員長 定義づけはないのですね。

田村統括指導主事 小金井市いじめ防止対策推進条例においては、「この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう」。となっています。

梅山委員 限定されているのですね。

田村統括指導主事 はい。いじめ防止対策推進法でも、そのように示されています。

梅山委員 そうですね。文科のほうはそうだと思います。

小林委員長 うっかり使わないわけですかね。

梅山委員 限定されるというところですね。

小林委員長 限定してしまうと。

坂井副委員長 そうですね。

小林委員長 僕自身は、今、梅山委員の御提案のあった、「子どもを取り巻く大人たちが、子どもと共にそれぞれの責務を果たし」、なかなかきれいな文章だなと思って、これ、反対の余地はないだろうと思って、そこはもう、そのまま生かしたいなと思っております。

梅山委員 「子どもと共に」をどのタイミングで入れるかというところが、「責務」がどこに係ってくるかというところで。

小林委員長 なるほどね。「お互いに協力し合う」の前に来るといいのかという。「子どもたちがお互いに」というと、大人たち同士だってお互いですよね。

梅山委員 なるほど。そこに持ってくると、「お互いに協力し合う」。いいかもしれない。

小林委員長 ここに持って来るとどうなりますか。「それぞれの責務を果たし、子どもと共にお互いに協力し合うこと」。広がりますよね。大人も含むし、子どもも含むし。そこが入るといいのかな。

梅山委員 本当ですね。いい。きれいです。

小林委員長 そうですね。みんなでやるんだよという感じが広がっていきますよね。

梅山委員 そうなると、4ページの4番の「保護者」、(4)です。4ページ(4)の「保護者」というのもですけども、全体の保護者をどうするかというところが関わってくるのですね。

今城委員 例えば教育委員会関係のいろいろな文章とかが、公文書なんかを見たときに、「保護者」って使う場面と、「家庭」って使う場面って、やっぱり仕分があるのかどうかということですね。よく、今、いろいろな学校で取り組んでいる、小金井市も今、コミュニティスクールが始まって、地域との連携という中で使う言葉として「学校、地域、家庭との連携」という言葉が、私はずっとそれで使ってきたのです。「家庭」で使ってきたのですけれども。言い方としては「学校、家庭、地域」というくくりと、「学校、保護者、地域」という言い方をしているところというのがもしかしたらあるのかなと思うのですけれども、教育委員会としては、その辺り、どういう使い方というか仕分とか、そういうのってあるのですか。

加藤指導室長 教育委員会から何かしらそういったもので出す場合とか、文書等を発出する場合には、「家庭」という書き方をすることのほうが逆に少ないかなと思います。それぞれ役割として、ここの中にもありま

すけれども、お互い担うものをはっきりさせるとか、そういった場面が一定あると思うのです。保護者の方はこれをお願いしますとか。そういう場合には、やはり「保護者」として使うことのほうが、教育委員会としてはどうか我々事務局の者としてはということですが、多いかなとは思っております。ただ、意義とか理念とか、そういうレベルになりますと、ちょっと状況はまた異なるのかなというのは、これは個人として思うところはあります。

小林委員長      今の部分は、また内容的には先ほどお話があった6ページのウのところ、(オ)に「教育的配慮の下」という、「いじめた児童等への毅然とした態度による指導及び背景を理解した支援や教育相談の実施」という形に文言を丁寧にしましたということなのですが、今読み上げたところ、いいのかなという。「努めるとともに、児童等はいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談をするなど」、「など」ってね。学校のいじめ防止等の、だからいじめの情報を得た場合には、そうですね。情報を得たのが第三者の場合も含むんですよ。保護者の、これは責務に近いこととして書かれているということですね。いじめを行うことがないようにするけれども、いじめと言っているのだから、いじめもいじめられも含むという、これが言っているのは。分かりました。

先ほどの6ページのウの(オ)については丁寧に記載していただいたなとなるのですけれども、ほか、いじめについて表れてきたときに、保護者関連で出ているのかなと思って、ということなのですが。当然、学校関連出ていると思うのですけれども。保護者関連は出ているのか。

今城委員      昨日、コミュニティスクールのシンポジウムがあったのですけれども、今その資料を見てみると、「家庭」という連携をしなければいけないって。「学校、家庭、地域」と書いてありますけれども、役割からすると「保護者」と書いてある。両方ありますね。何でだろうね。ちょっと気にしなかったけれども。

加藤指導室長   恐らく先ほどお伝えしたような、役割を明確にするということになると「保護者」というような、ちょっと限定されるというのでしょうか、そういうことに使われる場合があるのかなと。連携という

意味では、まとまりとして「家庭」と言われる場合が多いかなというようには思います。

今城委員

今、加藤室長がおっしゃったように、使い分けが必要であって、例えば、この意義のところ、最初の1ページに出てくる一番下のところは「学校、家庭」、「家庭」が出てきますけれども、つまり、ここで言うのは保護者に限定しない、やっぱりそこにいる家庭の人員もう全て、つまりここで言っているのは、「子どもたちを取り巻く大人たちが」という前段がありますので、ここは「家庭」なんだろうなと思うのですが、それ以降に出てくる、内容的にはやっぱり「保護者」、つまり保護者をメインにして考えないと、保護者の意図に応じた教育というのはとても重要で、保護者の意図にそぐわない、例えば家庭の中でも教育方針が違っちゃうなんてね、今、三世帯同居しているなんていうと、おじいちゃん、おばあちゃんが何か勝手なことやって、保護者の意にそぐわないようなことで学校に要求してくるとか、何かお願いをしてくるなんて言うようなこともあるのだけれども、どうしてもやっぱりそれは保護者ではないので、必ず保護者の確認を取らなきゃいけないというのが学校の立ち位置なのだろうなと思います。あくまでもやっぱり保護者の考えをメインに考えますから。そうすると、それ以降に出てくる分については、やっぱり「保護者」というある程度限定した、責任を負う立場の方々への啓発活動ですとか連携というのが、そこがメインになってくるのかなと思いますので、最初の前段の大きな部分は「家庭」としておいて、その後に出てくる部分についてはやっぱり「保護者」という限定のほうが明確になるのかなと感じました。

梅山委員

今の今城先生のお話を踏まえて、4ページの(4)、なのですけれども、タイトルとアの前段のところは理念というか意義のほうに寄っているんで、例えば(4)のところ、家庭・地域・関係機関と連携した取組、ア、「地域社会総掛かりで取り組む」というところで、3行目のところに「保護者」というのがありますが、こちらも「家庭」かなと思います。「家庭や地域、関係機関」云々かんぬんというところ、「必要がある」というところで、最後の2段落目は「保護者は」というふうに限定されるのかな。責務が、具体的に役割が示されているので、「保護者」ということにここはなるのかなと考えまし

た。

小林委員長       いかがでしょうか。前段のアの中の「保護者」が「家庭」ではないか。よろしいですか。

      この最初の第1段落の中の「保護者」は「家庭」とし、段落変わってのところは「保護者は」ということになっています。

梅山委員         あと、先生、タイトルのところです。(4)の横のところです。

小林委員長       (4)ですね。

      もし我々の目で、時間が限られていますから、また「保護者」が出ているところとか「家庭」が出てくるところ、ほかにも見落としているところがあるかもしれませんので、また、その意味で、何となくきちっとした文章ではないですけども、それぞれの定義が、ここでの定義が定まったみたいな気がしますので、見ていただければと思います。

大熊教育長       もう1回その視点で精査して、次の提案にさせていただきたいと思いますので。「家庭」といったときの役割としての家庭の役割と、保護者が担わなきゃいけない責務というのは別だと思しますので、その辺は明確にしていく。その辺は、変えたときというのは、伝える内容ですので、伝える内容として保護者の責務があるよと言ったほうが伝えやすいと思いますので、その辺は伝えやすい、それから保護者の意識が変わる、そういう意味では重要ななと思しました。もう一度精査させていただくということで。

小林委員長       よろしく申し上げます。

      そうしましたら、7ページのエ及び9ページの(4)では、前回の協議において重大事態への対処を第7項に取りまとめたので、学校及び教育委員会の取組でそれぞれ規定されている重大事態の対処に「第7項に基づく」などの文言を入れて統一したほうがいいとの御意見があり、それを反映しましたということです。

      全体としては簡潔にまとめて、説明や指導などの文言は絶対に抜かないようにし、細かな点は、各教育委員会の実態に応じて任せていくのがよいとの御意見をいただいたので、それを踏まえて簡潔に

まとめ、重要なポイントに絞って示しています。各段階でどのようなことを行うのかということを取組例として示し、各段階での対応を意識してできるようにしていますということで、改定案についてなのですけれども、改めて、重大事態、この中に入っているのかな。学校における取組がここではあって、7項に重大事態への対応とあるので、重大事態への対応は、書かれているのがここですね。7ページの重大事態への対応、重大事態が発生した場合、そこに「第7項に基づき、学校は教育委員会と連携して組織を設けるなどして、当該重大事態に係る事実関係を明確にする」ということで、重大事態が7項のほうでまとめられていますので、ということになります。というふうに構造を変えましたという。ここは大きな構造をこのようにしましたということです。7で重大事態の対応というところは、前回、11ページにまとめられているわけですが。

梅山委員 対照表の6ページ、7ページのところで、今、御説明いただいたウの(オ)とエについては大変分かりやすくなっているなと思いました。

あと、このフローも協議の対象でしょうか。

小林委員長 そうです。

今回初めてでしたね、フローは。

梅山委員 はい。多分、私も初めて拝見したように思います。非常に、こちらもまとめてくださっていて、今、どの段階にあるのかというところ、学校のほうでもチェックしていただきやすいと思うので、とてもいいなと思いました。

2点なのですけれども、フローというか「いじめ対応の流れ【例】」というふうになっているところの3個目の早期対応というところについてなのですが、早期対応の事実確認・情報収集の一番下のアスタリスクのところ、「いじめを理由として相当の期間学校を欠席した場合の速やかな対応」というふうにしてくださっていて、これ、重大事態を想定して、この文言を入れてくださっていると理解をしているのですが、学校のほうでも、例えば定義というところ、重大事態の定義も十分御理解されているところかと思うのですが、重大事態の調査等に他の自治体で関わらせていただいている場合

に、この学校を欠席しているのだけれども、重大事態としての認知が遅れているケースというのが少なくないなと感じておまして、ですので、「いじめを理由として相当の期間学校を欠席した場合（重大事態）」とかというふうに文言を入れていただくと、より分かりやすくなるかもしれないと思いました。

きっとそれを受けて方針決定の一番下のアスタリスクを入れてくださっていると思うのですけれども、前の段階でも入れてもいいのではないかなと思いました。

追加でもう1点のところなのですけれども、その下の方針決定のところ、対応・経過観察のところには前回は踏まえて入れていただいていると思うのですが、方針決定の中に「保護者への報告」というのを入れていただけるといいのではないかなと思いました。対応・経過観察のところでは、懇談等による保護者との情報共有と入れていただいているのですけれども、前回のときにもお話をさせていただいたかと思うのですが、保護者への連絡が遅くなって、報告というか、今こういう状態でという共有が遅くなることによって、やっぱりとても御心配が高くなって、後の進め方が難しくなるというようなケースがあると思いますので、方針決定で、すぐさまもう保護者と共有していただくという、文言を入れていただくと分かりやすいかなと思いました。

小林委員長            いかがでしょうか。「重大事態」と括弧で入れたらいいのでは。

梅山委員              事実確認・情報収集の一番下の。  
「欠席した場合（重大事態）の速やかな対応」かなというふうに、御検討いただければと思います。

小林委員長            教育委員会としてはどうですか。

田村統括指導主事    実際、方針決定のところ、「重大事態と考えられる場合は速やかに教育委員会に報告」という今、一文があるので、あえての、これは重大事態なんですよという意味で、前段階で疑いがある場合には、それはもう重大事態として動かないといけないと、その部分を入れるということは、学校に対しても、ちゃんと重大事態として把握して捉えて速やかに動いてくださいよという、伝えることにつながる

ので、そこは入れられるのであれば入れてもいいのかなと思いました。また、入れようとか入れたときの前後のバランスだとか、そういうところも考えて、あと重大事態もこれだけではないところもあるので、もう一つあるので、ここでは、これは重大事態ですよと伝えるとともに、だとすると、もう一つの「生命、心身又は財産に重大な被害」があるというところも重大事態ですよというのをどこかで伝えるというのも、学校がしっかりと意識できるためには、というような感じを受けました。ただ、そこも含めて、また検討が必要かなと話を聞いていて思いました。

小林委員長        事実確認・情報収集のときに、でもね、どんどん増えていっちゃうからね。

坂井副委員長      そうなんです。やっぱりフローはA 4、1枚くらいで収まる程度で、これ以上小さくすると。

小林委員長        文字を小さくすると読めません。

坂井副委員長      もう読めないですね。

小林委員長        A 3で作ってください。

今、気がついたことで取りあえずあれとして、皆さんのほうから、今回、ある意味では最初の会でございますので、いじめの問題、少し、これにとらわれないので、昨今の情勢も踏まえてですけども、気になっていることとか、というのを何でも結構でございます。意見交換ができたらいいかないかなと思っています。

大熊教育長        ちょっともう1回、すみません、さっきの視点でもう1回見直してしまったのですけれども、基本条例の改定案のところでもう1回見ていただくと、1番、2番、3番、4番ってこうやってあって、1番、2番、3番、4番、いじめの問題の基本的な考え方まではいいのですが、5番が学校ですよ。学校がやること、それから、市教育委員会がやるのが6。それで7が重大事案に対応するというと、さっき、学校、家庭、地域ってこうやっていたのに、学校と教育委員会のことしか書いていないですよ。

それともう一つは、子どもにどういうエンパワーメントを与えたらいいかという部分も、実はないですよ。そうすると、すぐにはできないかもしれないのですけれども、さっき、とても話題になっていた学校、家庭、地域との連携と言いながら、学校と教育委員会の取組しか書いていなくて、ああ、そうかって今ちょっと思いました。

あともう一つは、今なくなっているのですけれども、前のところの「いじめのないまち 小金井宣言」の最後に、「いじめをしない、させない勇気を持ちます」という言葉になっているのですが、こっちのほうは違っていて、「いじめをしない、見逃さない」になっていて、「させない」じゃなくて「見逃さない」になっていて、子どもが発見したらすぐに言えることを目指してこっちはつくっているのです。そしたら、ちょっとずれているなというのをまた発見してしまっていて、こういうところに来ないと改めて見ないのかなって、すみません、失礼、本当に申し訳ないのですけれども、その辺もちょっと一緒に考えていただけたらうれしいかなと思いますので、やっぱり、時代が変わってきたのが、子どもの人権という、意見表明権というのがとても重要視されてきているところがあって、この点でも少しずつ変わっていきなきゃいけないかなと思っていますので、どこかの話題を言っていただけたら、私どもも考えていきますので、1つの話題提供として、ちょっと考えて……。

ですよ。その順番になっている。

梅山委員

今、大熊先生が言ってくださったところに関わって、3ページのところで、私、後で1つ言わせていただきたいなと思っていたのが、3ページの4番の(1)のところで「いじめを生まない、許さない学校づくり」というふうに項目が設けられていて、アで「いじめに関する児童等の理解を深める」というふうになっているのですけれども、今、先生がおっしゃった、子どものエンパワーメントというところにも関わってくるのですが、さっき最初の冒頭の新聞記事も関わって、アのところに、「子どもが意見を持ち、表明でき、尊重できる学校をつくる」というような内容を、いじめとは直接に絡まないかもしれないけれども、やっぱり根っこの部分で子どもたちが意見を持って、表明できて、それが尊重される学校というのが、いじめがない学校につながっていく、発見できて、手当てができる学校

につながっていくだろうなと思うので、許さない学校づくりの大前提として、その意見形成支援と意見表明支援がされる学校なんだというのをに入れていただけるととってもいいなと思いました。

大熊教育長        その辺ちょっと、私どもも考えますが、検討していただきたいと思いますので。

小林委員長        冒頭の傍観者という話、第三者をどれだけエンパワーできるのかというのは、これ、未然防止というよりは学校教育そのものですね。

大熊教育長        はい。

小林委員長        だから、学校教育頑張れじゃなくて、あるいは保護者も含めているのでしょけれども、そういうことを大事に大事にしていく意識を持ちましょうという。

梅山委員            もしこの新たな項目として家庭、地域というところを1つ立てていただくのであれば、そこを意見形成、意見表明支援で1つ軸を通すといいますか、家庭の中でも子どもたちが意見を持って表明できる、尊重できるという力を育てていくのだというのを前提に置いていただいて、家庭、地域の責務を展開していただけると、何というか、小金井市、今の意見表明権保障というのが改めて注目されている中で、物すごく先進的な基本方針というか、になるだろうなと思いました。

大熊教育長        実は、小金井市教育委員会の今、目指しているところで、来年の2月に、子どもの権利の全国のシンポジウムを小金井でやることになりまして、それで子どもの意見表明権のことについて中学生を集めて、子どもたちが意見を言う場をつくっているのです。そのシンポジウムがあるので、子どもの意見を聞くという機会をつくっていかなくちゃいけないとやって今やっているところなのですが、いつもそれが頭にあって、今日の新聞にもなっちゃったのですが、その辺のところをもう一度見直してみると、もう一步踏み込んでもいいのかなという気はさせていただいたので、12月までには間に

合わないかもしれないんですけども、これ、じっくりやっつけていかなきゃいけないし、それを変えたときには、学校にも周知しなきゃいけないし、保護者にも周知しなきゃいけないと思いますので、その辺の検討も、先ほどの諮問がこれの改定ですので、その辺のところをちょっと視野に入れて検討していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

小林委員長

ありがとうございます。

では、時間になりましたので、よろしくお願いいたします。

— 了 —